

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

平成30年3月策定の静岡県総合計画「新ビジョン」では『富国有徳の「美しい“ふじのくに”」づくり ～静岡県を Dreams come true in Japan の拠点に～』を基本理念とし、安全・安心な地域づくりを進めていくこととしています。

これを踏まえ、本計画では、「個性や多様性を尊重し認め合い、一人ひとりが役割や生きがいを持って、地域を共に創る共生の“ふじのくに”づくり」を基本理念とします。

2 基本目標（目指すべき将来像）

住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていきたいと誰もが願っています。

そのためには、障害の有無や年齢、国籍、性別などに関わらず、一人ひとりが地域で暮らす構成員として相互に協力し、誰もが安心して日常生活を営み、社会に参加する機会が確保されるよう、地域福祉を推進していく必要があります。

また、地域福祉の推進は、お互いの個性や多様性を尊重し認め合いながら、人と人、人と社会とがつながり、役割や生きがいを持って社会に参加し、地域を共に創る地域共生社会の実現を目指して行う必要があります。

本計画では、新ビジョンや基本理念をもとに、目指すべき地域社会の将来像を、**「一人ひとりが主体的に地域づくりに参画し、人と人、人と社会がつながる
孤立しない地域共生社会」**

とし、これを計画の基本目標とします。

3 施策体系

本計画の基本目標の達成に向け、「**共生の意識づくり**」、「**共生の地域づくり**」、「**福祉の基盤づくり**」の3つを**施策の方向（大柱）**として定め、それぞれの**施策の基本方向を中柱、個別施策の方向を小柱**として施策を展開します。

4 施策の方向

近年、少子高齢化の進行や地域のつながりの希薄化などから、地域における生活課題は、介護、育児、就労、住まい、疾病、教育、家族関係、生活困窮など、複数の分野にまたがり「複合化」し、雇用形態やライフスタイルの変化により「多様化」するなど、地域において課題解決が困難な事案が増加しています。

こうした社会状況に対応するため、次の3つの大柱に基づき、施策を展開するものとし、持続可能な社会や誰一人取り残さない地域共生社会の実現を目指します。

(1) 共生の意識づくり

多様化、複合化する地域の生活課題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、地域全体で課題解決に向けて取り組むためには、お互いの個性や多様性を尊重し認め合い、地域で共に支え合い、地域を共に創る「地域共生」の意識の醸成を図ることが重要です。

また、学校、家庭、地域が相互に連携しながら、地域で暮らす多様な人々との触れ合いや交流などの体験を通じた、幼少期からのあらゆる世代における福祉教育を推進する必要があります。

このことから、お互いの個性や多様性を尊重し、世代を超えて人を思いやり、福祉のこころを育む「共生の意識づくり」を推進します。

(2) 共生の地域づくり

障害の有無や年齢、国籍、性別などによって、「支える側」と「支えられる側」に分かれるのではなく、誰もが時に支え、支えられる存在となる「双方向型」の支え合いの下、一人ひとりが役割や生きがいを持って、地域づくりに主体的に参加し、地域全体で人と人が支え合う仕組みを創ることが必要です。

そのため、住民、自治会・町内会、地区社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、企業、行政などの地域の多様な主体が、福祉分野を超えて多分野との連携や協働により、様々な生活課題の解決に向けて地域づくりを行うことが必要です。

このことから、地域において住民主体の活動や交流の促進を図り、人と人、人と社会とのつながりを再構築することで、地域力の強化を図る「共生の地域づくり」を推進します。

(3) 福祉の基盤づくり

社会状況の変化や地域のつながりの希薄化などから、地域の生活課題は多様化、複合化しており、これまでの高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者といった分野別、属性別の制度の枠組みでは生活課題の解決が困難となっています。

高齢者の分野では、「地域包括ケアシステム」の構築が進められてきましたが、「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を、障害のある人、子ども等の支援にも普遍化し、市町において、分野や属性に関わらず、地域の生活課題の解決に必要な支援が包括的に提供される仕組みの構築を図る必要があります。

そのため、個人や世帯の抱えるあらゆる相談を包括的に受け止め、生活課題の解決に向けて、多機関協働による包括的な相談支援や参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行うことにより、市町の包括的支援体制の構築を図ることが重要です。

また、少子高齢化の進行により、保育や介護などの福祉サービスに対するニーズは、ますます多様化し、増大することが見込まれるため、福祉・介護人材の確保と福祉サービスの適切な利用の推進を図ることが必要です。

このことから、必要な支援やサービスを包括的に提供する体制等を整備する「福祉の基盤づくり」を推進します。

5 地域福祉を推進する各主体の役割

地域における多様な主体が、相互に連携し、それぞれが役割を持って地域福祉の推進に努めることが求められています。

○ 住民の役割

- ・地域を構成する一員として、主体的に考え、行動し、地域で支援を必要とする人や生活課題を把握し、課題解決に向けて取り組むため、関係機関と連携し、自治会・町内会、地区社会福祉協議会などが行う小地域福祉活動への協力やボランティア活動に参加するなど、地域づくりに積極的に取り組みます。

○ 自治会・町内会、地区社会福祉協議会等（住民組織）の役割

- ・小学校区などを単位とした小地域において、住民による支え合いや互助活動を行う住民組織として、住民や民生委員・児童委員、老人クラブなどの個人・団体が行う活動を支え、共に推進し、地域における生活課題の把握や課題解決に向けた様々な取組を通じ、関係機関と連携して地域福祉を推進します。

○ 民生委員・児童委員の役割

- ・行政と地域とのつなぎ役として、住民の立場に立った相談・援助、住民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供等を行うとともに、住民、自治会・町内会、地区社会福祉協議会などの住民組織や関係機関と連携し、地域福祉を推進します。

○ ボランティア団体、NPO等の役割

- ・非営利の活動を目的とした、住民を中心とする自発的な団体・組織であることから、地域福祉活動の担い手又は地域のリーダーとして、住民等と協力して、地域福祉を推進します。

○ 社会福祉法人、福祉事業者の役割

- ・社会福祉法人は、特定の活動にとどまらず、地域における公益的な取組を行うものとして様々な地域の生活課題や福祉ニーズに総合的かつ専門的に対応します。
- ・福祉事業者は、その提供する多様な福祉サービスについて利用者の意向を十分に尊重し、住民、保健・医療サービス、その他の関連するサービスとの連携を図り、必要なサービスが総合的に提供できるよう対応します。

○ 社会福祉協議会の役割

- ・ 県社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画・実施、調査、普及・連絡調整、社会福祉事業従事者の人材の確保・養成、社会福祉事業経営者に対する指導・助言、福祉サービス利用者の権利擁護を図るほか、市町社会福祉協議会の取組支援や行政への施策提言等、広域的な見地に立って地域福祉の推進を図ります。
- ・ 市町社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、住民、自治会・町内会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉法人などと協力し、市町行政と連携しながら住民に身近な地域福祉活動の推進を担います。

○ 市町の役割

- ・ 住民に身近な基礎自治体として、地域の生活課題を把握した上で、地域福祉計画を策定し、住民、自治会・町内会などの住民組織、関係機関、関係団体との連携により、地域福祉を推進します。また、分野や属性に関わらず、地域の生活課題の解決に必要な支援が包括的に提供されるよう、包括的支援体制の構築を図ります。

○ 県の役割

- ・ 広域的な見地から市町の地域福祉計画に基づく地域福祉施策の推進を支援するほか、地域福祉に関する基盤整備、情報提供、普及啓発、多分野との連携、地域のネットワークづくりなどを推進します。
- ・ 分野や属性に関わらず、地域の生活課題の解決に必要な支援が包括的に提供されるよう、市町の包括的支援体制の構築を支援し、体制構築に必要な助言、情報の提供などを行います。